

台風 19 号の被災者の医療について(その4)

【発行】長野県保険医協会

歯科版

〒380-0928 長野市若里 1-5-26 TEL:026-226-0086 FAX:026-226-8698

今回の台風災害に伴う保険診療、診療報酬請求の取扱いについて、厚労省より事務連絡が出されていますので、主なものを抜粋してお知らせいたします。台風 19 号に伴う災害医療特集は保団連 HP (<https://hodanren.doc-net.or.jp/saigai/19ty/index.html>) でご覧いただけます。

1. 被災地の保険医療機関の医師等が各避難所等を自発的に巡回し診療を行っている際に、訪れた避難所等において偶然、普段外来にて診療している患者の診察、処方等を行った場合は、保険診療として取り扱うのか。

(答) 保険診療として取り扱うことはできない (災害救助法の適用となる医療については、都道府県に費用を請求する。なお、当該費用の請求方法については、都道府県に確認されたい)。

2. 被災地の保険医療機関の医師等が、避難所に居住する疾病、傷病のために通院による療養が困難な患者に対して、当該患者が避難所にある程度継続して居住している場合に、定期的な診療が必要と判断され、患者の同意を得て継続的に避難所を訪問して診療を行った場合に、歯科訪問診療料は算定できるか。

(答) 算定できる。なお、疾病、傷病から通院による療養が可能と判断される患者に対して歯科訪問診療料は算定できない。

3. 上記 2 において、同じ避難所等に居住する複数人に同一日に訪問診療を行う場合、「同一建物居住者」の取扱いとするか、「同一建物居住者以外」の取扱いとするか。

(答) 同一建物居住者の取扱いとする。

同一日に診療を行う人数により、歯科訪問診療 1 (1 人のみの場合)、歯科訪問診療 2 (2 人以上9 人以下の場合) 又は歯科訪問診療 3 (10 人以上の場合) のいずれかにより算定する。

4. 新たに有床義歯を製作する場合について、M018有床義歯の留意事項通知 (13) の「ニ その他特別な場合」に、今般の被災に伴い有床義歯を滅失又は破損した場合も該当するのか。

(答) 該当する。なお、この場合において、有床義歯を再製作するに当たっては、診療録及び診療報酬明細書「摘要」欄に被災に伴う 6 カ月未満の有床義歯の再製作である旨を記載する。